

# 高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供に関する一考察 —大学教育再生加速プログラムによる高校生への科目開放を巡って—

井上 敏憲

愛媛大学四国地区国立大学連合アドミッションセンター

## Providing High School Students with College Level Learning Experience

— Part-time Student System Promoted by Acceleration Program for University Education Rebuilding —

Toshinori INOUE

Admission Center for Shikoku National Universities, Ehime University

### 1 はじめに

愛媛大学は、平成26年度に文部科学省が公募した大学教育再生加速プログラム（以下、「APプログラム」という）「テーマⅢ高大接続」に採択された。公募要領<sup>1)</sup>によると、対象となる事業は、高大の関係者間で相互理解を図るなどして「高等学校教育と大学教育の連携を強力に進めるもの」とされ、多様な高大連携の取組が対象になりうるものであった。しかし、応募書類で記載を求められた「具体的な達成目標と事業内容」<sup>2)</sup>のなかでテーマごとに設定する必須指標とされたのは以下の三項目である。

- 高校関係者との意見交換の実施数（回数）
- 高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供数（回数、人数）
- 上記教育機会を経た学生の単位認定数（単位認定数、単位認定人数）

つまり、高校生に大学レベルの教育機会を提供するだけでは十分とは言えず、高校生又は高校在学時の履修に対する単位認定の取組が期待されていたと解釈して差支えないであろう。

愛媛大学には附属高校が設置されている。平成22年度以降、3年生の生徒全員が愛媛大学の共通教育科目を受講するなど、第二項目に関しては十分な実績があった。しかし、当時は第三項目が求める大学による単位認定については想定していなかったため、本プログラムの採択を機に、高校生に対する大学科目の提供及び単位認定の在り方につ

いて、本格的に検討することになった。

本稿では、高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供が推進されるようになった経緯を概観する。また、その際の具体的方法として教育再生実行会議の提言等が述べるアドバンスト・プレイズメントについて検討し、愛媛大学がAPプログラムとして取り組んだ高校生への授業科目の開放及び受講の状況について報告する<sup>3)</sup>。その上で、高校生が大学で学ぶことの意義や今後の見通しについて考察する。

### 2 国として進める改革の方向性

APプログラムの公募要項が公表されたのは平成26年4月である。平成24年8月には文部科学大臣が中央教育審議会に「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」の諮問を行っている。これに対する答申は政権交代を挟み、平成26年12月まで持ち越された。すなわち、APプログラム「テーマⅢ入試改革・高大接続」は答申を待たずに事業化され、募集が開始されたということになる。

しかし、APプログラムの公募が始まる半年前の平成25年10月には教育再生実行会議第四次提言がなされた。APプログラムの公募要領には「教育再生実行会議（三次提言<sup>4)</sup>、四次提言）等で提言された国として進める改革の方向性のうち、…③入試改革・高大接続を行う取組を重点的に支援する」とされている。そのため、APプログラムは少

なくとも部分的には、この提言を事業化しているとの見方ができる。

では、こうした提言等で、高校生に対する大学レベルの学習機会の提供はどのように捉えられてきたのであろうか。主要な文書をいくつか追ってみたい<sup>5)</sup>。

#### (1) 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」 (中教審答申)

この答申は平成3年4月に出された。この中では「特定の分野において特に能力の伸長の著しい者」に対する「教育上の例外措置」という節が設けられている。そこでは「当面、分野や対象者を極めて限定した上で」と前置し、「まず、数学や物理などの特定の分野に関しては、特に能力の伸長の著しい中等教育段階の生徒に対して大学レベルの教育研究に触れる機会を与えることが望ましい」とする。

このように本答申では、対象者や分野を限定しており、大学レベルの学修機会の提供は、ごく限られた高校生に対する例外措置として扱っている。

一方で本答申は「大学の一般教育の内容と高校教育の内容とに重複があること」等を指摘し、高大の「適切な接続に十分配慮することが必要である」とも述べている。

また、本答申は同年2月の大学審議会答申が大学等において、パートタイムの形態で教育を受けられるようにする制度の導入を提案していることに触れて、「その実現が期待される<sup>6)</sup>」とする。そして、同年6月には「大学設置基準の一部を改正する省令」で科目等履修生に関する条文(第31条)が加えられたことにより、この制度は現実のものとなった。

#### (2) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 (中教審第二次答申)

この答申は平成9年6月に出された。本答申は上で述べた平成3年の答申を踏まえて、高校生に数学や物理の分野で大学レベルの教育を提供するパイロット事業が実施されたことやその成果を述べる。その上で、「大学レベルの教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒に対し、大学レベルの高度な教育・研究に触れる機会をより広く提供し、生徒の興味や関心を高め、その能力の伸長を図っていくことは、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める上で、大きな意義を有するものとする。こうしたことから、数学や物理の分野のみに限らず、大学が提供する教育を受けることが効果的な分野について、大学レベルの教育・研究に触れる機会が、広く提供されていくことが望まれる」とする。

平成3年の答申と比較すると、対象者や分野が拡大されている。また、平成9年答申では、個々の能力・適性に応じた教育を進める上での意義を謳う。これに対して、平成3年答申は「一分野で突出した才能を保持しており…早い

時期に…支援措置を受けないと、あたら才能のスポイルされるのが惜しまれ」たり、「一分野の天賦の才があり過ぎて、全教科の平均的能力を試される現在の受験体制に不向き」であったりする者への対応策とされていることも指摘しておきたい。

#### (3) 「初等中等教育と大学教育との接続の改善について」 (中教審答申)

平成11年12月の本答申には、先の平成9年答申を受けて「高等教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校の生徒が大学レベルの教育を履修する機会の拡大」という項目がある。この中では、「特定分野で卓越した能力を持つ高校生に機会を提供するという視点にとどまらず、専門的な事項について強い意欲や関心を持つ生徒に高等教育機関が提供する多彩かつ多様な教育に触れる機会を広く提供するという視点が重要である」と述べられている。

平成9年答申と同趣旨ではあるが、「多彩かつ多様な教育に触れる機会を広く提供」という言葉からは、対象者や対象分野のさらなる拡大が呼びかけられているようにも読める。その具体的方策として、本答申は科目等履修生制度、公開講座や通信衛星による教育などの活用を挙げる。

さらには、このことの効果として「高等学校の学習において学ぶ意欲や関心が高まるなどの効果が期待できよう」とされていることにも注目したい。高大接続の円滑化という文脈ではあるが、高校生の学習意欲喚起にまで言及している。平成3年答申からの変化は著しい。

#### (4) 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会報告書

文部科学省は平成17年3月、標記の協議会を設置した。その趣旨は「大学への早期入学（飛び入学）制度の適切な運用及びその活用の在り方並びに高等学校と大学との接続において一人一人の能力をより一層伸ばしていくための連携の在り方に関し、協議を行う」とされ、平成19年3月には「報告書 -一人一人の個性を伸ばす教育を目指して-」を取り纏め、公表している。

この報告書は「…高等学校段階から科目等履修生として大学の授業科目を履修させるなど、高大連携の取組の拡大によって一人一人の個性・能力の伸長が図られることが期待される」と述べ、先に見た平成9年及び平成11年の答申の流れを引き継いでいる。

また、「行政の支援」という項目では、「国においては、各大学・高等学校等が継続的に高大連携の取組を行うことができるよう、その実施方法の開発やスタートアップ支援等に取り組む必要がある」とする。ここでいう「高大連携の取組」とは、文脈上、高校生に対する大学レベルの教育機会を提供する取組であり、それには科目等履修生や聴講生としての高校生の受け入れ等が含まれる。してみれば、

APプログラムの「テーマⅢ高大接続」は結果的に、この報告書が必要性を指摘した「行政の支援」が果たされたということになる。

#### (5) 教育再生実行会議第四次提言

標記の提言は「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜の在り方について」と題され、平成25年10月に出された。この中では、「国、地方公共団体、大学及び高等学校は、高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供（大学教員や社会人が高等学校に出向いて行う授業や大学の授業公開、アドバンスト・プレイズメントの実施等）について、ICT等も活用しつつ推進する」とされている。前項の協議会報告書では、高校生が科目等履修生として大学科目を履修することに関する言及が頻出するのに対して、本提言では科目等履修生への言及は一度もない。これは「大学の授業公開」に含まれるということかもしれない。

#### (6) 高大接続改革答申

ここからはAPプログラム公募開始後の文書となる。先に述べたように、平成26年12月には中央教育審議会からいわゆる高大接続改革答申が出された。これは「高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革」<sup>7)</sup>に関するもので、高大接続を広く捉え、アクティブラーニングの飛躍的充実等も求めている。一方で、高校生に対する大学レベルの教育機会については言及がない。ただし、飛び入学については「特に優れた資質を持つ高校生に、大学において高度な指導を受けてさらなる挑戦をする機会が与えられるように、大学への飛び入学制度について…さらなる活用が図られるべきである」とされている。しかし、飛び入学では高校生の身分が失われ、高校生に対する教育機会の提供とはならない。

また、この答申を受けた「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月）や「高大接続システム改革会議『最終報告』」（平成28年3月）でも高校生に大学レベルの教育機会を提供することについては触れていない。

#### (7) 教育再生実行会議第九次提言

平成28年5月の本提言は「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」と題され、(6)で述べた高大接続改革答申を思い起こさせる。第九次提言では「米国のアドバンスト・プレイズメントを参考に、高い能力と学習意欲を持つ高校生等が早期から大学レベルの教育を受けたり…した場合に、一定の条件の下、その学習成果が在籍校の単位として、また、大学入学後には大学の単位として認められる取組を推進する」とされている。第四次提言と比較すると、アドバンスト・プレイズメントに関しては、米国のそれそのものではないことを明確にすべく「参考にして」とされている。また、第九次提言では単位付与にま

で踏み込んだものとなっている。

以上で取り上げた各文書において、高校生が大学レベルの教育機会を受ける機会を実現する具体策の記述は様々である。(2)から(4)の中教審答申等では科目等履修生への言及がある。本制度創設前の(1)では「授業科目の一部を履修して一定の単位が修得できる新たな制度」とされているが、これは後の科目等履修生制度のことである。従って(1)から(4)は科目等履修生（これに相当するものを含む。）を取り上げているという点で一括りにできよう。

これに対して、(5)と(7)の教育再生実行会議提言はアドバンスト・プレイズメントに言及する。特に(7)では、アドバンスト・プレイズメントを参考とした、高校生が大学レベルの教育を受ける機会は、高校生を含む共同研究やインターンシップと並んで、単位認定を推進する取組として扱われている。また、(4)では、そのままアドバンスト・プレイズメントを取り入れることは困難としつつ、「高等学校教員自身が大学レベルの授業を行うという考え方自体は、大学教員・高等学校教員の連携の促進、個別教員の力量向上の観点から、参考となりうる点がある」と述べる。

## 3 アドバンスト・プレイズメント

### 3.1 米国のアドバンスト・プレイズメント

米国で普及しているアドバンスト・プレイズメントは、日本で十分に理解されているとは言えず、先に述べた第四次及び第九次の教育再生実行会議提言では、「大学レベルの授業を高等学校で行い、大学進学後に大学の単位として認定する制度。アメリカで実施されている。」という脚注が付されている。これらの文書の性格上、詳細な説明は望むべくもないが、我が国におけるアドバンスト・プレイズメント又は類似の制度を検討する上では、この脚注では全く足りず、押さえるべきポイントが幾つかある。

第一に、強大な運営組織の存在である。個別の高校や大学が独自にこのプログラムを開発しているのではない。各高校は非営利組織であるCollege Board（以下、「CB」という。）の認定を受け、APを冠する科目（例えばAP Biology, AP Psychology）を開設する。CBのウェブサイト<sup>8)</sup>によれば、CBは38のAP科目を提供するが、高校によって開設科目数は異なる。なお、これらは高校の授業科目であることから当然ではあるが、授業を担当するのは高校教員である。

第二に、CBは例年5月に国内外で科目ごとに統一試験を実施し（ポートフォリオを評価する芸術科目を除く。）、試験結果は1から5（5が最良）の5段階のスコアで示される。この試験は当該AP科目を高校で履修した者が高校で受験するのが典型的であるが、在籍校で履修しなかった科目についても受験可能である（特定科目を除く。）。また、

自宅学習者も受験できる。2020年の受験料は1科目につき94ドル(特定科目を除く。)と高額であるが、要件を満たす場合はCBが32ドルを割り引く。他にも行政の支援制度が充実しており、例えばマサチューセッツ州では38ドルが補助されるなどして、本人の負担額は15ドルあるいはそれ以下になるとされる<sup>9)</sup>。このように本試験は多様な学習形態や地域・経済格差にかなりの配慮がなされていると言えよう。

第三に多くの大学がこの試験のスコアを利用する。米国で広く普及している共通出願システムであるCommon Applicationでは、このスコアを記入できる欄がある。入学者選抜における活用について、CBのウェブサイト<sup>10)</sup>は次のように述べている。

85% of selective colleges and universities report that a student's AP experience favorably impacts admission decisions<sup>11)</sup>.

(資格入学型大学の85%は、入学者選抜においてAPの学習経験は好ましい影響があると報告している。)

さらに、同じウェブページには、大学入学後のメリットとして、単位認定や基礎科目の履修免除や上級科目への配置などの制度を有する大学も多いことが次のように記述されている。

Most colleges and universities nationwide offer college credit, advanced placement, or both for qualifying AP Exam scores. This can mean:

- ・ Fulfilling graduation requirements early
- ・ Being able to skip introductory courses or required general-education courses

(全国の大学は大半が、基準に達したAPテストのスコアに対して、単位認定やアドバンスト・プレイスメントを行う。すなわち、これによって卒業要件を早期に満たしたり、入門科目や必修の一般教育科目の履修免除が可能となる。)

ここで言うqualifying AP Exam scoresは、大学によって異なるが、CBではスコア3をQualifiedとしており、3以上で認める大学が多いようである。

なお、日本でアドバンスト・プレイスメントという場合、通常はこのCBが運営するAdvanced Placement (AP) Programを指すとみられる。しかし、直前に引用した英文中には、全てが小文字のadvanced placementという表現もあり、これは下位の級をスキップして上位の級に配置することを意味する。CBとは無関係のadvanced placementがありうることに注意したい。

### 3.2 日本におけるアドバンスト・プレイスメントの実現可能性

以上のように、米国においてアドバンスト・プレイスメントは広く普及し、高大接続における一つのシステムとし

て、多くの高校と大学で受け入れられている。我が国においても高大接続の改善に大きく資する可能性があるだろう。しかし、以下で述べるように、多くのハードルがあり、CBのアドバンスト・プレイスメントを原型に近い形で導入できる学校は限られよう。

第一に、我が国では高い能力や学習意欲を持つ高校生に対して、高校レベルを超える学修機会を与える意義が十分に理解されていないことが挙げられる。従来より、高校からその必要性を指摘する声はあまり聞かれない。学習指導要領によって高度な内容を扱うことが抑制され、入試対策として復習や演習問題を繰り返すことが普通となっている学校にとっては、大学レベルの内容を扱うことのメリットは大きくないであろう。

第二に、我が国では、特に普通科の高校において、ホームルーム単位で決められた時間割に沿って授業を受ける形態が中心である。芸術や地歴・公民、理科を除くと個人で科目を選択したり、習熟度別の授業を受けたりする機会は比較的少ない。しかし、アドバンスト・プレイスメントの科目はCBがウェブサイト<sup>12)</sup>で次のように述べているように、大学レベルの内容で、意欲が高く、学力水準が高い生徒向けである。

The Advanced Placement Program® (AP) enables willing and academically prepared students to pursue college-level studies while still in high school.

(AP (アドバンスト・プレイスメント) プログラムにより、意欲的で学業面に対応できる高校生は高校在籍中に大学レベルの学修を進めることができる。)

米国のように、同一の科目であっても難易度が異なる複数の授業が開講され、各自のレベルに応じた授業を選択するのが普通となっている環境では、いわば上の上のレベルであるAP科目を開設することは自然の流れである。しかし、レベル別の講座編成が未発達な日本では、仮にレベルの異なる複数の講座を開設するとすれば、まずは習熟度が低い集団向けの「基礎レベル」が優先されるのではないか。進学校とされる学校であっても、一部の集団のために大学レベルの授業を行うとすれば、その負担は非常に大きい。

第三に大規模なシステム構築の難しさが挙げられる。小規模な試行ではあまり問題にならないかもしれないが、我が国にはCBのように財務基盤が強固で、高大双方にとってのメリットを引き出せるような機関が見当たらない。特に、アドバンスト・プレイスメントの授業を担当する高校教員のトレーニングや質保証のための統一試験までを担うとすれば、その事業規模は極めて大きくなる。しかし、その一方で、上に述べたとおり、現状ではアドバンスト・プレイスメントが一定規模で実施できる環境が整っているとは言い難い。日本でこの実施を調整・管理する機関が誕生したとしても、その負担はCB以上になるかもしれない。

なお、本稿では詳細を割愛するが、国際バカロレアのディ

プロマプログラムとアドバンスト・プレイスメントは、統一試験の実施や大学による単位認定などの点で多くの共通性がある。アドバンスト・プレイスメントよりも文部科学省が推進する<sup>13)</sup> 国際バカロレアの方が少なくとも当面はより現実的であるという見方もできよう。

## 4 大学入学前の学修に対する単位認定

### 4.1 大学入学前の既修得単位の認定

冒頭で述べたように、APプログラム「テーマⅢ高大接続」の必須指標の第三項目は、「上記教育機会を経た学生の単位認定数」であった。「上記教育機会」とは、高校生が大学レベルの教育を受ける機会のことである。

米国において、CBが実施するAPテストのスコアに基づき大学入学後に大学が単位認定を行う制度を念頭に、この指標を解釈すれば、大学入学前の高校生に対して大学の単位を認定するというよりは、大学入学前に収めた学修成果に対して、大学入学後に単位認定を行うという意味になりうる。

しかしながら、大学入学前の学修（大学入学前に単位を修得した学修を除く。）に対して大学が単位を認定できるのは大学設置基準第30条第2項が定めるように、「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」（同第29条第1項）に限定される。「その他文部科学大臣が別に定める学修」<sup>14)</sup>には大学入学前に大学で行った学修は含まれていない。このため、大学入学前の高校生が大学で行った学修に対して、大学入学後に単位認定を行う場合、この第30条第2項を根拠とすることはできない。

一方同条第1項は、入学前に大学等で修得した単位（科目等履修生等として修得したものを含む。）を「当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とする。いわゆる「入学前の既修得単位の認定」である。つまり、制度上、高校生が経験した大学での学修を大学入学後に単位認定しようとするなら、大学入学前に単位認定を行っておく必要があるということになる。聴講生等は単位認定の対象外であり、現行制度でこれが可能なのは科目等履修生に限られよう<sup>15)</sup>。

### 4.2 科目等履修生制度の活用

平成3年の大学設置基準改正により、科目等履修生制度（第31条）がスタートしたが、同条は科目等履修生を「当該大学の学生以外の者」とするのみであり、科目等履修生となりうる資格等については何ら示していない。そこで、多くの大学は自大学の科目等履修生に関する規則により、出願資格を定める。例えば、愛媛大学では、「高等学校又は中等教育学校を卒業した者（入学時までに卒業見込みの

者を含む。）」などとし、高校生を除外する。

しかしながら、大学設置基準は高校生を科目等履修生から除外していない。高校生が科目等履修生となれないのは、各大学が個別に判断した結果である。各大学の判断により、高校生は科目等履修生となって単位を修得できると解することに制度上の問題はない。事実、先に述べた中教審の平成11年答申では「各大学では、科目等履修生制度を活用して、積極的に高校生が大学レベルの教育を履修する機会を拡大することを検討すべきである」とする。なお、文科省の調査結果<sup>16)</sup>によれば、平成29年度には全国で1,376名（うち、国立大学は207名）の高校生が科目等履修生となっている。

愛媛大学は規則を新たに設け、平成28年度から高校生を科目等履修生として受け入れることとした。詳細は後述する。

## 5 愛媛大学における取組

### 5.1 附属高校で実施した数学の授業

前節で述べたように、米国のアドバンスト・プレイスメントをそのまま、あるいは原型に近い形で我が国に導入するには無理がある。しかし、これを参考にするにはできると考え、平成27年4月から附属高校において、愛媛大学教員が数学の継続的な授業を開始した。詳細は以下のとおりである。

- 【講座名】 「大学数学への基礎」（高校の科目名としては「数学Ⅲ」「数学活用」）
- 【授業内容】 高等学校の「数学Ⅲ」「数学活用」に相当する内容（大学初年度程度の解析学を含む。）
- 【担当教員】 愛媛大学教授及び附属高校の数学教員
- 【対象生徒】 附属高校3年生 18名（平成27年度）
- 【授業時間数】 180時間（4月～12月、週6時間）
- 【単位認定】 高校の単位のみ

実のところ、アドバンスト・プレイスメントと共通するのは、附属高校においてほぼ通年で授業を行ったことくらいでしかない。大学レベルの内容までを含んだ授業を実施できる高校教員は見当たらず、APプログラムで雇用した大学教員と附属高校教員の2名体制とした。

肝心の授業内容は、予想されていたことではあるが、高等学校「数学Ⅲ」等を大きく超えるものではなく、大学数学の基礎を培うという位置づけになった。というのは、対象生徒は高校2年生まで通常の高等学校の教育課程に沿って学習してきたため、3年生の4月から高いレベルを扱うことはできないのはもちろん、高校レベルの履修だけで相当の時間を要するからである。数学や理科のような積み上げ型の教科において、大学レベルの内容を多めに、あるいは中心に扱うとすれば、高校2年生までの授業も複数のレ

バルで開講し、遅くとも高校3年生の前半までに一定数の生徒が高校の範囲を終えていることが条件となる。

## 5.2 高大接続科目等履修生制度の創設

従来、愛媛大学では「愛媛大学研究生、科目等履修生及び聴講生規程」により、科目等履修生の入学資格は愛媛大学学生の入学資格に関する学則の規程を準用するものとしてきた。要するに高校生は科目等履修生になれないということである。

平成28年度から高校生を科目等履修生として受け入れることができるようにこの規程を改正し、「教育・学生支援機構の科目等履修生については、…機構が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、入学することができる」こととした。

同時に「愛媛大学教育・学生支援機構高大接続科目等履修生取扱内規」を制定し、同機構長が高大接続科目に指定した共通教育科目について、学校長から推薦のある高校2年生以上の生徒<sup>17)</sup>が高大接続科目等履修生となることを可能にした。なお、「国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則」も改正し、同履修生については授業料、入学科及び検定料を徴収しないものとした。

指定された高大接続科目は次のように分類できる。

### (1) 附属高校対象科目

平成22年度以降、愛媛大学附属高校の3年生(約120名)は、全員が愛媛大学の共通教育科目(学問分野別科目)から1科目を選択し、大学生とともに全回(15回又は8回)の授業を受講している。大学における科目名称とは別に、附属高校はこれらを「フリーサブジェクト」(後に「リベラル・アーツ」に変更)と総称し、これを同校における正規の授業科目とした。平成27年度までは、大学は大学生と同じ基準で附属高校生徒の評価を行い、附属高校はこれを参考に同校の単位認定を行うが、大学の単位とはなりえなかった。

附属高校が「リベラル・アーツ」と総称する学問分野別科目(例えば、「経済学入門」、「化学入門」)の受講はコロナ禍の影響を別にすれば、執筆時まで継続している。平成28年度以降は高大接続科目等履修生の扱いとなったため、学修状況が一定水準に達していれば大学の単位が認定される。これは大学設置基準第30条第1項の科目等履修生として得た単位であるため、これらの生徒が大学に入学すれば、本人の申請により、各学部は入学前の既修得単位として認定することができる。

なお、附属高校は高校科目として「リベラル・アーツ」の単位を認定するため、基準に達した受講生徒は大学と高校から二重に単位が認められる。

### (2) 「ことばの世界」及び「数学入門」

これらは愛媛大学共通教育の学問分野別科目における授

業科目名である。いずれも同一科目名の下、複数の担当教員が内容の異なる授業を行っている。

平成28年度から令和元年度まで、APプログラム「テーマⅢ高大接続」における取組として、両科目において高校生が出席可能な時間帯(18時以降又は高校の休日)に新たな授業を設定した。

この両科目の前身は平成27年度に実施した「総合英語Ⅰ」及び「数理論理学」で、いずれも指定高校の生徒を対象を絞った公開講座として開設した。うち、「総合英語Ⅰ」は1回生向けの「総合英語Ⅱ」と同じ内容で、教科書も大学生と同一のものを使用した。「数理論理学」は平成28年度以降の「数学入門」とほぼ同一の内容であった。

これらの科目の受講対象者や受講者数は表1のとおりである。

表1 APプログラムにより開講した科目一覧

年度	科目名	時期	対象者	受講者数
H27 2015	公開授業 総合英語Ⅰ	後学期	附属高校、松山市内のSSH及びSGH指定校の2年生以上	25
	数理論理学	3月	附属高校卒業生(3月実施のため)	11
H28 2016	高大接続科目 ことばの世界	3Q	附属高校、松山市内のSSH及びSGH指定校の2年生以上で高大接続科目等履修生となった者	23
	ことばの世界	4Q		35
	数学入門	4Q集中	附属卒業生(3月実施のため)で高大接続科目等履修生となった者	20
H29 2017	高大接続科目 ことばの世界	3Q	附属高校、松山市内のSSH及びSGH指定校の2年生以上で高大接続科目等履修生となった者	22
	ことばの世界	4Q		30
	数学入門	4Q集中		37
H30 2018	高大接続科目 ことばの世界	3Q	同上	27
	ことばの世界	4Q		28
	数学入門	4Q		30
R1 2019	高大接続科目 ことばの世界	3Q	同上(SGH指定を受けていた学校を含む。)	18
	ことばの世界	4Q		7
	数学入門	4Q		29

Qとは「クォーター」を意味する。

### (3) 初修外国語科目

愛媛大学では初修外国語として、中国語、朝鮮語、ドイツ語、フランス語及びフィリピン語が履修できる。また、法文学部には夜間主の課程が設置されていることから、高校生が受講可能な平日の18時開始の授業も多い。

そこで令和元年度前学期には、これらの5言語に「Ⅰ」及び「Ⅱ」を付した科目を、同後学期には同様に「Ⅲ」及び「Ⅳ」を付した科目を高大接続科目に指定した。

対象高校は附属高校と松山市内の県立高校(中等教育学校を含む。)とした。上の(2)の2科目では、表1に示したとおり、附属高校以外では、松山市内のスーパーサイエンス・ハイスクール(SSH)やスーパーグローバル・ハイスクール(SGH)に限定していたが、これを拡大したものである。その結果、令和元年度には、高大接続科目等履修生の在籍高校は1校増えて、4校になり、初修外国語を受講した高校生は、前学期が44名、後学期が6名であった。

## 6 考察

累次の中教審答申等が述べる高校生に大学レベルの教育機会を提供する意義については、その捉え方に変化があることを見たが、愛媛大学が採択された AP プログラムでは、早期に大学レベルの学修をスタートすることにより、大学教育の到達点を高度化することを目指した。

その具体的な方法の一つは高校生を科目等履修生として受け入れ、大学入学後は既修得単位として認定することである。中教審答申等でも、単位認定を行うことを提案しているが、その単位数が数単位程度ではあまりインパクトがない。愛媛大学の高大接続科目等履修生に対して実施したアンケートでは、大学科目の先取り履修において大学の単位が取得可能であることは、大学科目の履修動機としては低位であることが示されている。単位認定を伴わなくとも、高校では提供されていない興味のある分野を学修できること自体が大きな意味を持つと捉えるべきなのかもしれない。そもそも多くの高校生は高校と大学とで異なる単位の考え方について理解が十分ではない。そういった高校生にとっては、大学の単位が認定されることがメリットとは認識できない可能性がある。

米国で普及しているアドバンスト・プレイスメントに関しては、教育制度が大きく異なる我が国で原型に近い形で広く取り入れることは非常に困難である。それに対して、高校生への科目等履修生制度適用は多くの大学にとって実行可能な試みであろう。各大学が高校との意見交換等によってニーズを把握し、実情に応じた方式で高校生に大学の授業を開放することが可能である。

また、アドバンスト・プレイスメントについては、CBのそれ以外のものがありうることをすでに指摘したが、言葉のみが先行して、一人歩きしている感が否めない。例えば文部科学省の報告書「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」<sup>18)</sup>におけるアドバンスト・プレイスメントは「高校生が高校在学中に大学の正規科目を受講し、大学進学後に大学の単位として認定する取組等」の意味であることが脚注で示されている。これは科目等履修生制度等の高校生への適用に他ならず、本文中でアドバンスト・プレイスメントとされている理由は定かではない。

上の報告書を受け、文部科学省は令和元年度から WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業を開始した。これまでの2年間で、愛媛大学附属高校を含む22の高等学校等が本事業のカリキュラム開発拠点校の指定を受けている。

本事業では以下の二つが要件の一部<sup>19)</sup>となっているので、これを機に、高校生への大学授業科目の開放等の動きが加速することは確実であろう。

- 大学教育の先取り履修を可能する取組を事業終了までに行うこと。

- より高度な内容 (例えば、微分方程式、線形代数、データマイニングや国際法等) を学びたい高校生が学習できる環境整備をすること。

この要件では「先取り履修」とされ、単位認定までが求められているわけではない。しかし、愛媛大学が AP プログラムで取り組んだ高大接続科目等履修生の制度は他大学でも比較的容易に導入でき、単位認定も可能であることから、「先取り履修」の一つのモデルとして普及が期待される。

## 7 おわりに

教育再生実行会議の提言がアドバンスト・プレイスメントに言及していることにも見られるように、我が国における高校生の「先取り履修」は米国が一つのモデルとなっていると言えよう。しかし、米国においても、特定大学と主にその近隣の高校との連携若しくは協定による「先取り履修」も各地で実施されており、CBのアドバンスト・プレイスメントに集約されているのではない。

また、2020年のコロナ禍により、CBはAPテストをオンラインで実施した<sup>20)</sup>。試験中の書籍やノートの参照は可とされ、手書き文字による答案の写真送信も解答方法の一つとされた<sup>21)</sup>。

今後は、このような米国の状況を注視し、我が国における「先取り履修」の実施方法についてさらに検討していきたい。

## 注

- 1) [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afeldfile/2014/04/08/1346355\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/04/08/1346355_1.pdf) (令和2年9月20日閲覧)
- 2) 公募要領を補足する「平成26年度『大学教育再生加速プログラム』申請書等の作成に当たって」に記載。[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afeldfile/2014/04/25/1346355\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afeldfile/2014/04/25/1346355_3.pdf) (令和2年9月20日閲覧)
- 3) 愛媛大学は AP プログラムとして、課題研究のルーブリック評価及び ICT 教材の開発も行ったが、本稿は高校生が大学の授業科目を受講する取組に限定する。
- 4) 第三次提言において、高大接続や大学入試の在り方等は「引き続き検討」とされ、特に論じられていない。
- 5) 取り上げたもの以外に、「高校生が大学の授業を受けたり、単位を取得できる制度の活用をさらに推進する」とする「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」(平成12年12月)などがある。
- 6) この制度の導入は、高大接続ではなく、生涯学習に関する文脈で主張されている。
- 7) 本答申は「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(答申)」と題されている。

- 8) <https://apstudents.collegeboard.org/course-index-page>  
(令和2年10月5日閲覧)
- 9) <http://www.doe.mass.edu/ap/> (令和2年9月17日閲覧)
- 10) <https://apcentral.collegeboard.org/about-ap-20-21/discover-benefits> (令和2年9月17日閲覧)
- 11) この記述には次の注が付されている。  
Unpublished institutional research, Crux Research Inc., March 2007.
- 12) <https://apcentral.collegeboard.org/about-ap-20-21/ap-a-glance> (令和2年9月17日閲覧)
- 13) 平成30年5月に文部科学省の委託により、文部科学省IB教育推進コンソーシアムが設置された。
- 14) 平成3年6月5日文部省告示第68号「大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修」
- 15) 令和元年8月13日文部科学省告示第54号により、大学が単位を与えることのできる学修に「学校教育法第105条の規定により大学が編成する特別の課程における学修」が追加されたが、高校生は対象とならない。(学校教育法施行規則第164条第3項)
- 16) 文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室「平成29年度の大学における教育内容等の改革状況について(概要)」(令和2年4月28日)による。短期大学は含まれない。
- 17) これに相当する学年の中等教育学校及び高等専門学校の生徒を含む。ただし、受け入れ人数や在籍高校等については科目ごとに決定し、出願者の選考を教育・学生支援機構共通教育センター会議が行う。
- 18) Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースによって平成30年6月に出された。
- 19) 「2019年度WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業公募要領」による。[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/24/1412772\\_001\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/24/1412772_001_1.pdf) (令和2年9月17日閲覧) 翌年度の公募要領もこの部分は同一である。
- 20) <https://apcoronavirusupdates.collegeboard.org/educators/taking-the-exams/security> (令和2年10月30日閲覧)
- 21) <https://apcoronavirusupdates.collegeboard.org/students/taking-ap-exams/exam-day-experience/submission-guidelines/attach-photos> (令和2年10月30日閲覧)

## 参考文献

- 中央教育審議会(1991) 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について(答申)
- 中央教育審議会(1997) 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第二次答申)
- 中央教育審議会(1999) 初等中等教育と大学教育との接続の改善について(答申)
- 文部科学省 大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続に関する協議会(2007) 一人一人の個性を伸ばす教育を目指して(報告書)

- 教育再生実行会議(2013) 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)
- 中央教育審議会(2014) 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(答申)
- 文部科学省(2015) 高大接続改革実行プラン(文部科学大臣決定)
- 文部科学省 高大接続システム改革会議(2016) 高大接続システム改革会議「最終報告」
- 教育再生実行会議(2016) 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)